

総 第 50 号
令和8年5月13日

町内会長（自主防災組織代表） 各位

野々市市長 栗 貴 章

令和8年度自主防災組織リーダー（防災士）育成事業
の受講申込みについて

日頃から、本市の消防防災業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石川県では地域防災力の強化を目標に防災士の育成に取り組んでおり、本市としても、地域の防災リーダーとしてご活躍いただける方を対象に受講等に係る費用を助成し、防災士を育成することとしております。

つきましては、受講希望者がいる場合、7月10日（金）までに町内会として別紙1を総務課防災安全係までご提出（メール、FAX可）をお願いします。

また、受講希望者本人には、町内会長等へ受講希望であることを伝えた上で、指定の申込フォームに入力するようお伝えください。

なお、受講が決定した際は、町内会長等及び受講者本人に別途通知します。

※¹受講料等に係る費用については、県と市で全額補助するため、町内会（自主防災組織）の負担はありません。

※²受講希望者多数の場合は、女性、防災士のいない町内会等を優先して受講者を決定します。

※³ご不明な点がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

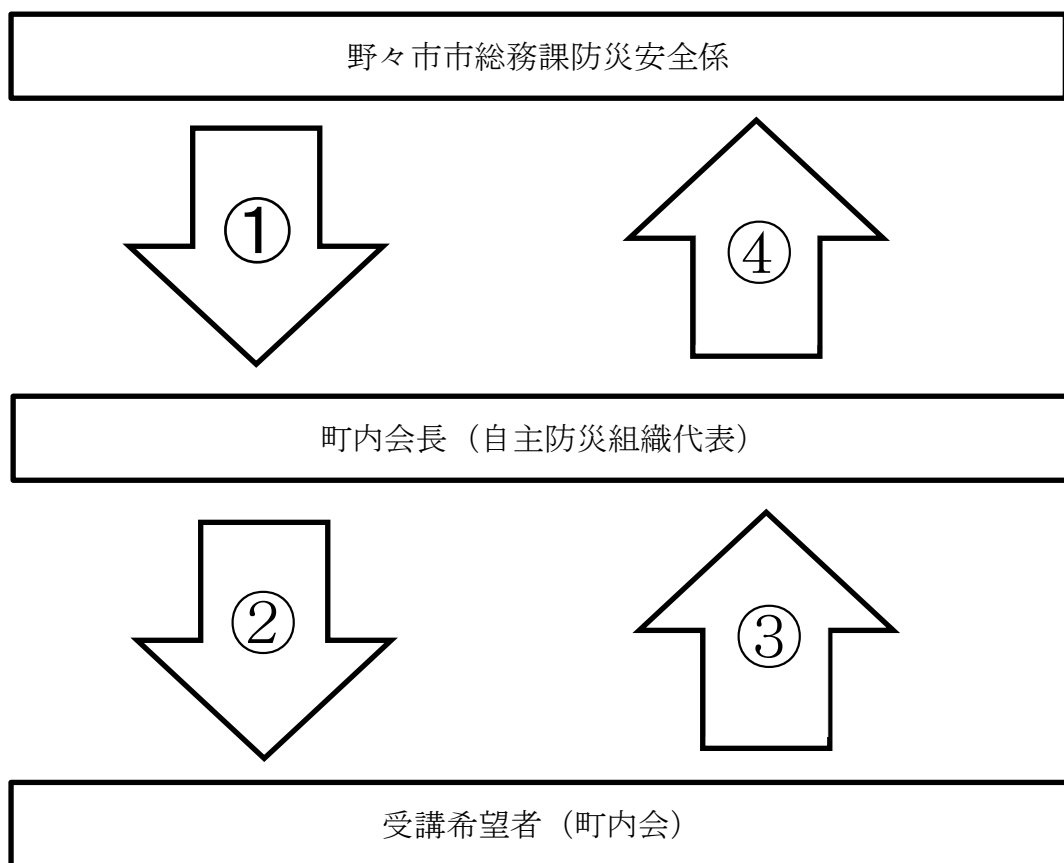
野々市市総務部総務課
防災安全係 中山、金森

TEL：076-227-6051

FAX：076-227-6255

MAIL：soumu@city.nonoichi.lg.jp

令和8年度自主防災組織リーダー（防災士）育成事業
申し込みの流れ



- ①市役所から町内会長（自主防災組織代表）等へ案内
- ②町内会長（自主防災組織代表）等から受講希望者（町内会）へ案内
- ③受講希望者は町内会長（自主防災組織代表）等へ受講希望であることを伝え、指定の申込フォームに必要情報を入力する。（別紙2参照）
- ④町内会長（自主防災組織代表）等は別紙1を記入のうえ、市役所へ提出する。（提出締切：7月10日（金））

※受講希望者は別途、救命講習を受講する必要があります。

自主防災組織リーダー（防災士）育成事業実施要領

1 趣旨

共助の要となる「自主防災組織」が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を十分に理解したリーダーの存在が不可欠であることから、地域から推薦された地元住民等を対象に、防災士育成講座を開設し、地域防災力の向上を目指す。

2 実施日及び会場

開催回	日程	会場
第1回	令和8年8月29日(土)、30日(日)	【穴水会場】 のとふれあい文化センター 多目的学習室
第2回	令和8年9月5日(土)、6日(日)	【中能登会場】 ラピア鹿島 アイリスホール
第3回	令和8年9月12日(土)、13日(日)	【白山会場】 白山市鶴来総合文化会館クレイン 第1～3研修室
第4回	令和8年10月3日(土)、4日(日)	【金沢会場】 金沢流通会館 大ホール
第5回	令和8年10月31日(土)、11月1日(日)	【小松会場】 小松商工会議所 301～303会議室
第6回	令和8年12月12日(土)、13日(日)	【金沢会場】 金沢流通会館 大ホール
第7回	令和8年12月19日(土)、20日(日)	【小松会場】 小松商工会議所 301～303会議室

※研修時間は、両日とも午前9時～午後6時頃を予定しておりますが、講師の都合等により前後する場合があります。

3 受講対象者

野々市市に住所を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内会長又は、自主防災組織の代表者が推薦する者
- (2) 市内企業の代表者が推薦する当該企業の従業員等で、防災活動に積極的に参加できる者

4 受講要件

受講者は、全講義終了後に日本防災士機構の定める防災士資格取得試験を受験し、防災士認証登録するものとする。

5 申込期限

令和8年7月10日（金）までに申込みこと

6 受講者の決定

受講者の決定における優先順位は次のとおりとする。

- ① 女性の受講希望者
- ② 防災士のいない町内会からの受講希望者
- ③ 昨年より受講を希望している者

7 受講料等

自主防災組織のリーダー等

受講料及び登録料の個人負担はありません。（県と市で全額負担します。）

※本来、防災士の資格を取得するには、一人あたり受講料およそ 30,000 円と資格取得試験料及び認証登録料 8,000 円が必要です。

8 特例による資格取得について

下記に該当する方は、研修を受講せずに資格を取得することができますので、その旨、申込書の備考欄に記入してください。

機関	登録のみ	試験＋登録
消防団員	分団長以上	—
消防吏員	消防士長以上	消防副士長、消防士
警察官	警部補以上	巡査部長

※退職者含む

9 受講料等の支払いについて

以下に該当する場合は受講料等を支払っていただく場合があります。

- (1) 申込み後、講習を欠席された場合
- (2) 講習後、試験（再試験を含む）に合格できなかった場合